

第7回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成28年10月21日(金)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所2階第一会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
 - 1番 保坂正雄
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 4番 奥野元好
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 8番 若林豊
 - 9番 渡邊美代子
 - 11番 山口武夫
 - 12番 中川喜一郎
 - 13番 小泉勝彦
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
 - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 1名
 - 10番 露崎春雄
- 6 出席事務職員 4名
 - 菊池事務局長
 - 在原副参事
 - 高品副主査
 - 石井副主査

開 会

平成28年10月21日午後3時00分 開会

○議長（地引正和君） ただいまより第7回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。10番、露崎春雄委員でございます。

議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） では、日程第1、議事録署名人の指名を行います。

16番、石塚康夫委員、1番、保坂正雄委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1及び議案第1号の2については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の1及び議案第1号の2については関連がありますので、あわせてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成28年9月27日付で提出がありました。内容は、神納在住の個人が同一世帯内の母親及び父親から贈与により農地の所有権を移転しようとする案件です。譲り渡し人の母の さんと父の さんは、高齢となり、耕作ができなくなっており、10年以上前から譲り受け人と共同で耕作をしていることから、贈与したいとのこと。譲り受け人は、以前から後継者として共同で耕作をしており、譲り渡し人の申し出に応じるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、神納字下り及び神納字作頭です。現地を確認したところ、神納字下りは畑で耕作されており、神納字作頭は柿などの果樹が植えられ、管理されておりました。

総会資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、一部非耕作地があるとのこと。その農地は、1反の田んぼで、水利がなく、耕作ができない水田のため、自己保全管理としているとのことでした。そのほかの農地については、全て耕作しているとのこと。

農機具等については、耕運機と農用車を所有しています。田んぼは、親戚の さんから田植機、コンバイン等を借用して耕作し、もみすり乾燥機については同じく親戚の さんに作業委託しているとのこと。このことから、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われるま

す。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で660日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が51アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと神納地区の農業者であるため、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の1及び議案第1号の2については私の担当地区案件となりますので、この場より私が報告させていただきます。

今事務局のほうから言われましたように、 さんの親から子供にということでございます。そして、10月16日午後1時半からこの さんと一緒に現地を見ました。議案第1号の1 1のほうは畑をやっており、里芋とかいろいろなものが植えてありました。そして、議案第1号の2 1でございませうけれども、畑になっておりまして、クリとか柿とか植えて、これからもそこに植えていくというようなことで、非常に意欲がある方でしたので、以上のとおり報告させていただきますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

では、説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号の1及び議案第1号の2について採決をいたします。

採決につきましては1件ずつ行います。

それでは、議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の3についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成28年10月5日付で提出がありました。申請内容は、下新田在住の個人が東京都江戸川区在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、相続により農地を取得しましたが、会社員であり、農業に従事していないとのことで、農地周辺の方々に譲渡について声をかけていたところ、譲り受け人の娘を通じて譲り受け人に話が伝わり、譲り受け人から農地取得の要望を受け、その申し出を受けるとのことでした。譲り受け人は、申請地が自宅から近く、耕作上便利であることから、農地取得の要望をしたとのこと。また、譲り受け人は酪農を営んでおり、乳牛を40頭から50頭飼育しているとのこと。現在牛の餌となる飼料が高騰しており、自己所有の畑では飼料作物を栽培し、給与しているそうです。その自給飼料を少しでもふやすために農地を取得したいとのこと。

総会資料3ページの位置図をごらんください。場所は、下新田字宮ノ越です。現地を確認したところ、樹木を抜根し、畑として利用できるように土壌改良をしているところでした。

総会資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや農用車、ブルドーザー、ユンボ等を所有しており、農作物の耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。田んぼについては、下新田の水稻農家の方に田植えや稲刈り等の作業受託をしているとのこと。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で620日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が139アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと下新田地区の農業者であるため、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、山口武夫委員。

○11番（山口武夫君） 11番、山口です。10月の14日1時半に代理人の 行政書士さんと現地を確認しました。草が1メートルぐらい伸びておりましたので、再度お願いして刈っていただくようにい

たしました。その後17日の午前中に確認しましたが、きれいに刈ってありました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○4番（奥野元好君） 4番、奥野です。この土地の件ではなくて、ここにある営農の状況の中の牛舎等ということで、8,429平方メートルということは、8反。牛舎8反。うちもほぼ さんと同じぐらいのあれをやっているもので、これちょっと。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。牛舎等なのですけれども、等が入っておりますので、牛舎のみではなくて、敷地も含まれております。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4についてを議題といたしますが、議案第1号の4及び議案第2号の1の農地法第5条の許可申請については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

なお、議案第1号の4の農地の使用貸借権の設定については、農地の耕作に関する事項を高品君から説明し、農地の上空占有のための使用貸借権の設定及び議案第2号の1、農地法第5条の一時転用については在原君から説明があります。

それでは、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の4についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成28年10月4日付で提出がありました。申請内容は、神納在住の個人が船橋市在住の親族である個人から農地の使用貸借権の設定を行おうとする案件に

なります。本案件は、農地の耕作に関する使用貸借権及び農地の上空占有のための使用貸借権の設定をしようとする案件です。

農地の上空占有のための使用貸借権の設定につきましては、農地の所有者以外の者が許可申請する場合には、許可申請者に対して農地法第3条第1項の許可に係る申請と農地法第5条第1項の許可に係る申請を同時に行うこととされており、農地の上空占有のための使用貸借権の設定に係る農地法第3条の許可については、農地法第5条の許可を得ることが必要であることから、農地法第5条の許可を得た場合に同時に許可をすることとなります。

農地の耕作に関する使用貸借権の設定については私が説明し、農地の上空占有のための使用貸借権の設定等についてはこの後在原から説明をさせていただきます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。譲り渡し人は、現在高齢で になり、一人での生活が困難になったため施設に入所しているとのこと。そして、 に伴い千葉家庭裁判所 出張所から が定められています。このことから、自身では農地を管理できる状態ではないため、30年以上前から管理を依頼していた譲り受け人に継続して農地の管理を任せたいとの申し出がありました。譲り受け人は、対象農地を30年以上前から管理、耕作しており、父親が生前に譲り渡し人である から譲り受ける約束にもなっていたとのこと、申し出に応じるとのことでした。

総会資料5ページから6ページの位置図をごらんください。場所は、神納字雑敷です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

総会資料7ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については、トラクターのみですが、親戚から機械を借り、主に自家用野菜を作付しており、人手が足りないときには親戚に手伝ってもらっているとのこと、耕作に必要な機械は整備されているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で150日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が100アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、これまでと変わらず周囲の耕作者に迷惑をかけないように耕作を行うとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどをよろしくお願いたします。

○議長(地引正和君) 続いて、議案第1号の4の農地の上空占有に関する部分及び議案第2号の1についての説明ですが、関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。引き続き議案第1号の整理番号4、農地法第3条の使用貸借権の設定の中の太陽光発電設備の設置に係る農地の上空占有及び議案第2号整理番号1の太陽光発電設備の設置に伴う、農地の一時転用についてあわせてご説明いたします。少し長くなるかと思いますが、よろしく申し上げます。また、今高品のほうの説明があったところとかぶるところがあると思いますが、ご了承ください。

それでは、議案2ページをごらんください。本件は、市内の個人が市外在住の親族である土地所有者から申請地を使用貸借にて借り受け、農地に営農型の太陽光発電設備を設置しようとする案件であります。

まず、営農型の太陽光発電設備とは、太陽光パネルを地表から高い位置に設置することでパネルの下の部分を農地のままにし、日照等の影響を考慮した作物の耕作により営農を継続しながら発電事業を行うというものになります。今回転用したいとする部分は、太陽光発電パネルを載せる支柱の設置部分となり、一時転用となります。一時転用でありますので、事業が終了した後は農地への復元が伴います。なお、その転用しようとする面積は、支柱部分のみのため1.7平方メートルとなります。

本転用申請に当たりましては、農地の上空に太陽光発電設備を設置するため、その農地の上空を占有することから、支柱の設置のための農地法第5条の一時転用の申請とあわせて農地法第3条の使用貸借権の設定申請が必要であり、先ほど耕作に関する事項を高品が説明いたしました。それとあわせて上空の占有の申請もされており、今回の使用貸借権の設定では申請人が農地所有者から申請地を借り受け耕作すること、またこの太陽光発電設備を設置するための上空占有の権利設定の申請となっております。太陽光発電設備の設置に伴う使用貸借権の許可に関してですが、今回の太陽光発電設備の設置に当たりましては、発電設備の設置者と土地所有者が異なることから、発電設備設置者は土地所有者から上空の占有の権利設定を受けるため、その権利を設定するための農地法第3条の許可、農地法第5条での農地の一時転用の許可をあわせて得た後に事業が可能となるということになります。なお、その土地の所在、権利関係等は議案に記載のとおりであり、平成28年10月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料8ページの位置図をごらんください。申請地は、
の東約500メートル、平成通り橋交差点の
の西側約1キロに位置し、広がりのある農地の中にあることから、
第1種農地と判断されますが、今回の農地法第5条の許可申請については一時転用の許可申請であることから、農地転用の許可に当たっては立地基準によらず、一般基準による審査となります。

一般基準による一時転用の審査では、許可することができない場合が示されており、そのいずれかに該当した場合は許可することができないとしています。その具体的な事項は、1、許可期間が必要最小限の期間を超えていると認められる場合、2、事業完了後農地へ復元され、耕作目的に供されることが確実と認められない場合、3、申請権利者が所有権を取得しようとする場合、許可することができないとされております。また、これとあわせ農林水産省からの営農型太陽光発電設備等の転用許

可の取り扱いも通知がされており、その許可該当要件としては、ア、転用期間が3年以内であり、下部の農地の適切な営農の継続を前提とすること。転用期間については、その営農実績により延長が可能であり、営農実績は毎年報告することが義務づけられております。なお、本申請については3年間の申請です。イ、簡易的な構造で容易に撤去ができ、面積が必要最小限であること。ウ、営農に当たり農作物の生育に適した日照量の計算、農業機械での作業が可能な空間が確保されていること。エ、周辺農地への効率的な利用、排水施設の機能等へ支障を及ぼさないこと。オ、設備を撤去する場合の資力及び信用があること。カ、電気事業者との連携に係る契約締結が見込めることとされておりますが、本件についてはこれら許可できない事項に抵触しないことと許可の該当要件を備えていることから、許可でき得るものと思われます。

土地利用計画については、総会資料9ページから11ページのとおりであり、この計画により設備用の支柱42本が設置され、320枚の発電用パネルの設置が計画されています。図面9ページの点の部分が支柱の設置位置となっております。10ページ、11ページが平面図、立面図となっております。

次に、農地への作付についてですが、サツマイモを作付する予定ですが、営農型の太陽光発電設備の下部農地での耕作については、地域の平均的な収量と比較して2割以上の減少がないこととされておりますが、本設備の設置に当たり、他市の事例ではありますが、同様の設備の設置によるサツマイモの耕作者からの意見書の添付があり、2割以上の減少はないことが見込まれることからの計画となっております。また、今回の太陽光発電設備において設置されるパネルの間隔は約60センチあり、通常目にする太陽光発電設備より広がっていることから、日照に関する支障は少ないとのこと。あわせて、設置されるパネルは回転式であるため、角度を変え、下部への日照を多くするなどの調整も可能とのことでした。

耕作に関してですが、耕うんの方法等については支柱の地上高が3.5メートル、間隔が4.5から5メートルであり、トラクターでの作業などへの支障はないとのこと。そちらに関しまして、本日配付いたしましたカラー刷りの資料、こちら上のほうの写真見ていただくとよくわかると思うのですが、大分すき間があって、このパネルが高い位置に設置していますので、営農に大きな影響がないということでもあります。

排水関係についてですが、今回の計画では汚水雑排水は発生せず、雨水のみであることから、自然浸透により処理する計画となっております。

総会資料12ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の4のうち農地の耕作に関する使用貸借権の設定については私の担当地区案件となりますので、この場より私が報告させていただきます。

10月10日の午前10時から私と小泉委員と2人で現地の確認をいたしました。今事務局のほうから詳

細にわたりまして説明がございましたので、私は　　さんが非常に事業に関してやる気があるという
ようなことだけ言って、報告とさせていただきます。

続きまして、議案第1号の4の農地の上空占有に関する部分及び議案第2号の1についてですが、
関連がありますので、一括して担当地区委員の意見を求めます。

13番、小泉勝彦委員。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。ただいま事務局あるいは会長のほうから大変丁寧な説明があ
りました。私といたしましては、　　さんは中学、高校の後輩でありまして、小さいときからよく知
っており、真面目な好青年であります。その青年が退職後になると思いますけれども、これを始めよ
うと言いはじめましたので、ぜひとも応援したいと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。　　さんは、畑を約1ヘクタール持っているということで、
先ほどの説明だと主に自家用野菜をつくっているという説明でした。自家用野菜だけを1ヘクタール
やっていたということですか。その辺を聞かせてください。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。確認をしたところ、全て自家用野菜というわけではない
のですが、一部は木更津の第一青果のほうに出荷等は行っているそうですが、農業収入だけというわ
けではないので、一部ということで、作物もそのときに多くとれたもの等ということで、主には自家
用野菜ですということでした。

○7番（有原敏夫君） 1ヘクタールは、自分で全部管理しているということですか。

○事務局（高品吉朗君） そうです。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○16番（石塚康夫君） 16番、石塚です。この案件とは直接関係ないのですけれども、上空の占有許可
ということが1つ。これは、通常ですとどのぐらいの上空まで占有許可を得られるのかということが
1つと。

もう一つ、3年間の転用が最大だということでしたけれども、その3年後継続は大体何回ぐらい、
通常の例えば太陽光発電ですと20年といわれていますので、そうすると7回ぐらいかなと思えますけ
れども、7回可能かどうか質問させていただきます。

○議長（地引正和君） 在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。上空占有はどのぐらいかということ、高さのことでよろ
しいですか。高さ等によらず、農地の上もしくは地下、例えば地下に水道管を通すとか、そういった
場合も占有というか、地役権の設定ということになります。ということになりますので、この高さだ
よという基準はなくて、あくまでも耕作する農地の上、下に何かをやる場合はこういった許可が必要

になります。ただ、自分の土地に自分でということになれば、権利は自分にありますので、特段必要はないのですけれども、今回のように農地の所有者と物を設置する人が違う場合なので、許可が必要ということになります。

次に、転用期間の関係なのですけれども、石塚委員おっしゃったとおり20年というのが大体太陽光目安で契約されていると思います。さんのほうも、一応計画は20年ということでされているようです。先ほど事業説明の中でもお話ししたのですが、3年以内というまず一時転用の縛りがあります。毎年、先ほどこれも話したのですが、耕作状況の報告があります。その中で、これもさっき言ったのですが、2割以上の減少がない、ちゃんとした農業ができていよということになると、ではもう一年いいでしょう、もう一年いいでしょうとやって3年間のトータルをその時点で再度報告した中で、事業的にこれは問題ないよということになると、また3年間申請ができます。これは継続してずっとやっていきますけれども、まずその期間的な部分を考えると、太陽光、売電の関係での契約年数があると思います。先ほど言った20年というのがやっぱり一つの基準になると思いますので、その期間まではやっていくことは可能ということをお伺いしています。

以上です。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○15番（関根芳夫君） 15番、関根です。この農地転用の対象というのは9ページのこの点々の面積ですか、全体ではないでしょうか。

○議長（地引正和君） どうぞ、在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。今委員おっしゃられたように、この点のところには支柱が入ります。裏見ていただいて、平らの部分、パネルが載っかっていると思いますけれども、これは上空なので、上空の占有許可です。この点のところ、農地に実際手を加えますので、この点の合計が1.7平方メートルということで、これが一時転用の対象面積になります。

以上です。

○15番（関根芳夫君） そうすると、全体的にはどのくらいになるのですか。ベースか何か打つのですか。ベースは打たない、パイプだけ。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○事務局（在原浩一君） これ単管パイプを使うそうです。単管パイプを入れて、下1m近く入れるみたいなのですけれども、その下のほうにはコンクリートブロックで抑えるということで、若干強度的に私どもも大丈夫かなという気がするのですが、やはり専門の業者さんと協議、相談した上でこのような構造で可能だということで計画、実施ということになっているということです。

以上です。

○15番（関根芳夫君） この参考資料見ると、この方千葉日報が何かへ出ていた人ではないかと、こういう農業やっているというのがちょっと出ていて拝見したことがあるのです。わかりました。

- 議長（地引正和君） どうぞ。
- 8番（若林 豊君） 8番、若林です。この方作物はこの畑に何をつくる予定でしょうか。
- 議長（地引正和君） どうぞ、在原さん。
- 事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。先ほど説明の中でお話ししたのですが、一応サツマイモを下でつくるという計画になっています。
- 8番（若林 豊君） 例えば3年間については毎年報告しろと。この収量というのは、結局自己申告ということですか。
- 議長（地引正和君） どうぞ。
- 事務局（在原浩一君） 一応専門家とか周辺の方とか、そういった方からの意見というのを最終的に3年後にまず受けるのです。とりあえず毎年毎年自己申告で、こういう形でこうでした、こういう形でこうでしたという報告をしてもらいます。3年目の更新を伴うときに、専門家の意見書をつけてもらって更新ができるか、問題ないかというような形になっていきます。ただ、やはり営農型というのは下の営農というのがまず最優先事項になりますので、その辺は農林水産省の通知などで耕作の状況について十分注意をして見ていきながら、問題があったときには聞き取り調査とかをして、その中で報告を受けるようにというような、そういった指示も出されております。
- 8番（若林 豊君） では、とりあえず3年目まではあくまでも自分の自己申告ということですよ。
- 事務局（在原浩一君） そうです。ただ、今言ったとおりやはり見に行き、一番いけないのは耕作されていないということですから、その辺は常時確認はしていくようにということを言われていますので、何分にも袖ヶ浦、この営農型、これ初めてのケースなので、確認のほうを怠らないように定期的に状況を見に行きたいと思っております。
- 議長（地引正和君） どうぞ。
- 7番（有原敏夫君） 7番、有原です。今の質問に関連で、その3年目でもしだめだという結論が出た場合、その事業はもう取り消しになるのですか。
- 議長（地引正和君） 在原君。
- 事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。これも説明の中でちょっと触れさせていただいたのですが、もし3年後だめだったという場合は、許可になりませんので、撤去命令となります。そのため、許可の基準の中の一つとして、その撤去命令にきちんと応じる、自分で撤去ができるような、可能なものであること、それから撤去費用のほうについて裏づけできるもの、撤去費用がないからできないということで、してもらわないわけにはいけませんから、撤去する場合の、今回の申請もそうですけれども、撤去費用の概算見積もりがあって、その裏づけも出してもらっておりますので、もし事業が下の営農とかの状況が悪くて継続不可能だよということになったときは、撤去してください、農地に戻してくださいということで、もとの形に戻してもらおうようになります。
- 以上です。

- 議長（地引正和君） 渡邊さん、では先に。
- 9番（渡邊美代子君） 9番、渡邊です。このパネルのほうなのですからけれども、大きさにこのパンフレットみたいな形のがつくということなのではないでしょうか。
- 事務局（在原浩一君） そうです。ほぼ同じだと言っていました。
- 9番（渡邊美代子君） では、下に光が入って、下の作物は大丈夫ということなのですね。
- 事務局（在原浩一君） はい。
- 議長（地引正和君） どうぞ。
- 14番（山口勝久君） この さんですか、お父さんと2人で農業日数が150日ということなのですからけれども、専業農家という方ではないのですか。
- 議長（地引正和君） どうぞ。
- 事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。現在はお勤めされていて、兼業農家となっております。以上です。
- 議長（地引正和君） どうぞ。
- 6番（注連野千佳代君） 6番、注連野です。先ほどまでのお話に関連してちょっと伺いたいの、1年ごとにチェックするというお話でしたけれども、そのチェックするのは農業委員会の事務局の方たちのところに上がってきて、そこでジャッジするということなのですか。どちらで。
- 議長（地引正和君） どうぞ。
- 事務局（在原浩一君） まず、申請と一緒に、これは許可は県になりますので、報告は市のほうで受けます。市のほうで受けた中で、また県のほうに進達しまして、県のほうで最終的にこれならいいでしょうという判定をしていただきます。
- 6番（注連野千佳代君） 毎年のもそうなのですね。
- 事務局（在原浩一君） はい、そうです。
- 議長（地引正和君） どうぞ。
- 16番（石塚康夫君） 済みません。16番の石塚です。先ほどパネル自体は可変型と言いましたけれども、これは手動で可変なのか、あるいは自動的に可変なのかというのが1点と。
- 一応作物はサツマイモということですがけれども、通常の農地ですとサツマイモの後に何かを作付をするとかって、二毛作的なことがありますけれども、そういうことは考慮されるのですか。
- 議長（地引正和君） どうぞ。
- 事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。パネルの移動の部分なのですが、手動ということ、自動的にやるものではないということ。
- サツマイモのほかの作物という部分ですが、特段その辺の指示はされていないことから、今回のこの事業についてもサツマイモだけで、その後は管理していただいて、年間通した中でサツマイモの収穫だけで対応するという、可能ということ、伺っております。

○議長（地引正和君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

まず、議案第1号の4の農地の耕作に関する使用貸借権の設定について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4の農地の耕作に関する使用貸借権の設定については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4、農地の上空占用のための使用貸借権の設定及び議案第2号の1、農地法第5条の一時転用についてですが、議案第1号の4については議案第2号の1が許可となった場合、あわせて許可書を交付する附帯決議となります。賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1、農地法第5条の一時転用について許可相当と決定し、あわせて議案第1号の4の農地の上空占用のための使用貸借権の設定について議案第2号の1が許可となった場合、許可書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第2号の整理番号2についてご説明申し上げます。

議案2ページをごらんください。本件は、市外在住の個人が同じく市外在住の土地所有者から家屋の建築用部分として262平方メートル、進入路用部分として119平方メートルの農地2筆、合計381平方メートルを売買により取得し、転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成28年10月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料13ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北側約400メートル、海側土地区画整理区域に近接しており、周辺を住宅に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。

総会資料14ページの土地利用計画図をごらんください。冒頭にお話ししましたが、図面の細長いほうが進入路、もう一方が家屋の建築用となります。

本件は、次の議案第2号整理番号3の住宅への転用申請地と隣接いたしますが、そちらにも同様の細長の筆があり、それぞれの細長の部分をあわせて舗装し、両者が進入路として使用いたします。

排水については、汚水雑排水は合併浄化槽による処理後、設置される進入路に付設される道路側溝に放流し、雨水についても同様に道路側溝へ放流する計画となっております。

なお、道路側溝の流末についてですが、本件の西南側、図面の下側になります、市の排水路に接続する計画ですが、今回の住宅建築の諸事情からこの後議案第2号の整理番号4にて排水路用地への転用申請が隣接者と共有でされており、その許可を得た後にそちらに共有の排水路を設置し、そこから市の排水路に接続する計画となっております。

なお、総会資料15ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第2号の2については私の担当地区案件となりますので、この場より私が報告させていただきます。

後ほどの議案第2号の3も議案第2号の4も一緒の土地でございますけれども、10月の11日10時からここに代理人の 土地家屋調査士事務所の所長と一緒に現地を見ました。現地は、先ほど言われましたようにちょっと雑草が生えていたのですけれども、非常に整備されておりました。周りがほとんど住宅地ということで、1つ言われたのは隣の土地、先隣なのですけれども、ちょっと高く埋めてあって雑草が非常に多いから、その雑草の種が飛んできて困るのではないかというような意見も聞いたのですけれども、また私とその土地の人を知っていますので、その土地の人にも言いますよということでした。

以上、現地調査の報告といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第2号の整理番号3についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本申請は、先ほど議案第2号整理番号2にて若干触れましたが、議案第2号の整理番号2の隣接地での住宅建築のための転用申請です。本件は、市外在住の個人が同じく市外在住の土地所有者から家屋の建築用部分として260平方メートル、進入路用部分として99平方メートルの農地2筆、合計359平方メートルを売買により取得し、転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係は議案記載のとおりです。なお、本件については平成28年10月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料13ページの位置図をごらんください。先ほどと同じになりますが、申請地はJR袖ヶ浦駅の北側約400メートル、海側土地区画整理区域に近接しており、周辺を住宅に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。

総会資料16ページの土地利用計画図をごらんください。先ほどの議案第2号の整理番号2と同様の計画であり、細長いほうが進入路、もう一方が家屋の建築用となり、それぞれの細長部分をあわせて舗装し、両者が進入路として使用します。

排水についても前の議案とほぼ同様であり、汚水雑排水は合併浄化槽による処理後、設置される進入路に付設される道路側溝に放流し、雨水についても道路側溝へ放流する計画となっておりますが、本件では一部隣接者の設置する進入路に付設する側溝を使用する計画から、隣接者からその使用に対する同意書が添付されております。前の議案にて説明いたしましたが、本件の道路側溝の流末は申請地の西南側にある市の排水路に接続する計画ですが、今回の住宅建築の諸事情からこの後の議案2号整理番号4にあります排水路用地への転用申請が隣接者と共有で申請されており、その許可を得た後に共有の排水路を設置し、そこから市の排水路に接続する計画となっております。

なお、総会資料17ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の4についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第2号整理番号4についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本申請は、先ほど議案第2号整理番号2及び整理番号3の中でも説明いたしました住宅建築に伴う共有の排水路用地への転用申請です。本件は、隣接地にて住宅を建築しようとする市外在住の個人2名が市外在住の土地所有者から農地14平方メートルを売買により共有で取得し、共有の排水路用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。本件については、平成28年10月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料13ページの位置図をごらんください。申請地の位置は、前の議案の隣接地であり、説明済みのため、省略させていただきます。

土地利用計画については、総会資料18ページのとおりであり、申請地の中央部分に150パイの排水管の埋設と集水ますを設置する計画となっており、隣接に建築される2棟の住宅の排水路として使用し、こちらから市の排水路に接続し、放流いたします。

総会資料19ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第2号の4については私の担当地区案件となりますので、この場より私が報告させていただきます。

今事務局のほうで言われましたけれども、議案第2号の2ないし議案第2号の3と同一の土地でございますので、私の意見はこれといったものはございません。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の4について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の5についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第2号の整理番号5についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が県外在住の土地所有者から申請地を売買により取得し、住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成28年10月3日に申請書の提出がなされております。

総会資料20ページの位置図をごらんください。申請地は、の東側約1.2キロメートル、
中学校の同じく東側約200メートルに位置し、市街化調整区域内であり、広がりのある農地の中にあることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ではありますが、今回の申請案件は転用許可の例外として規定される集落接続に該当すると思われ、君津農業事務所との現地確認を行いました。その集落接続での共通認識がなされております。

また、申請地は農用地区域内でありましたが、平成28年5月18日付にて住宅用地としてその区域からの除外がされております。

土地利用計画については、総会資料21ページのとおりであり、排水については西側、図面下側の市有の排水路に放流する計画であり、市からの法定外公共物占用許可を受けており、汚水雑排水は合併浄化槽による処理後そちらに放流、また雨水についても同じくその排水路へ放流される計画となっております。

総会資料22ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、山口武夫委員。

○11番（山口武夫君） 11番、山口です。14日の午後6時に本人と さんと現地にて見ましたところ、ただいま事務局が言われたとおりに、農家の件ですけれども、住宅にしては面積が広いではないかと聞きましたところ、将来は農業をやってみたいということです。よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結をいたします。
採決をいたします。

議案第2号の5について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の5については許可相当といたします。

次に、議案第2号の6についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第2号整理番号6についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が県外在住の土地所有者から申請地を売買により取得し、住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成28年10月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料23ページの位置図をごらんください。申請地は、 の東側約800メートル、 と の交差部から南側に約400メートルに位置し、市街化調整区域内であり、広がりのある農地の中にあることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ではありますが、今回の申請案件は転用許可の例外として規定される集落接続に該当すると思われ、君津農業事務所との現地調査を行いました。その集落接続での共通認識がされております。また、本件は昭和48年の都市計画区域の決定以前からの造成地とされており、現在も都市計画法での既造成地、住宅の建築が可能な場所となっております。

土地利用計画については、総会資料24ページのとおりであり、排水については汚水雑排水は前面市

道に埋設される集落排水施設に接続し、排水し、雨水については市道側溝に放流される計画となっております。

総会資料25ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、石塚康夫委員。

○16番（石塚康夫君） 石塚です。この案件につきまして、現地確認を行いましたので、報告をいたします。

10月11日午後1時半から代理人の 〇〇〇 さんの立ち会いで、2人で現地確認を行いました。場所等については、今説明のとおりでありますけれども、地目は田んぼでありますけれども、現況は雑種地ということになっております。周りを写真のとおりブロック塀とフェンスに囲まれております。 〇〇〇 さんからの言葉ですと、過去に5条申請を行ったのだけれどもという話でしたけれども、今48年以前の該当物件ですので、その表現が正しいかどうかわかりませんが、住宅を建てなかったのが、農地のままになっていた案件だということです。そういう経過を踏まえても、特に問題はないと考えるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の6について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の6については許可相当と決定いたします。

議案第3号 平成28年度第7次農用地利用集積計画（案）承認の件

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 平成28年度第7次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたしますが、委員の家族にかかわる案件がありますので、農業委員会法第31条の規定に

より議事参加ができませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

番、 委員。

〔 番 委員退席 〕

○議長（地引正和君） それでは、議案第3号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号についてご説明いたします。

農用地利用集積計画書（案）の15ページをお開きいただきたいと思います。今回の申請は、利用権の設定が9件で、合計434.06アールとなっております。個々の内容につきましては、農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

今回の利用権設定を受ける方の申請面積等が記載されておりますので、説明させていただきます。

さんですが、申請面積は104アールで新規設定です。

さんですが、申請面積は20.01アールで新規設定です。

さんですが、申請面積は81.17アールで再設定です。

さんですが、6件申請があり、申請面積はそれぞれ86.76アール、30.63アール、19.96アール、63.03アール、8.42アール、20.08アールで、合計228.88アールとなり、新規設定です。

次に、17ページをお開きください。こちらに権利の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。さんですが、申請面積は9.91アールとなっております。こちらは売買による所有権移転でございます。

説明は以上でございます。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

〔 番 委員着席 〕

議案第4号 平成28年度第3次農用地利用集積配分計画（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成28年度第3次農用地利用集積配分計画（案）についてを議題といたします。

それでは、議案第4号については農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から制度及び農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、川邊君。

○農林振興課（川邊孝昭君） 皆さん、こんにちは。農林振興課の川邊と申します。本日はよろしくお願いたします。

それでは、議案第4号 平成28年度第3次農用地利用配分計画（案）につきましてご説明を申し上げます。本議案につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通じまして農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画案について皆様のご意見をお伺いするものです。今回は、計画案が3つございます。

まず、2ページ目をごらんいただきたいと思います。横に見ていただきまして、整理番号1ということで、農地の借り受け者は勝の の でございます。現在勝、大曾根地区で実施中の土地改良事業区域内14筆、面積は1万672平方メートルの農地を賃貸借により借り受けする計画となっております。先ほど議案第3号の中で説明のございました計画書ナンバー28 10 4と28 10 6の農地を千葉県園芸協会から担い手に貸し付ける内容となっております。借り受けに係る双方の詳細な契約内容等につきましては、5ページから8ページのとおりとなっております。

続きまして、10ページごらんいただきたいと思います。2件目についてご説明いたします。農地の借り受け者は の さんになります。1件目と同じく土地改良事業の区域内12筆、9,366平方メートルの農地を賃貸借により借り受ける計画となっております。第3号の議案の中で説明がありました計画書ナンバー28 10 5と28 10 7の農地を園芸協会から担い手に貸し付ける内容のものとなっております。借り受けに係る双方の詳細な契約内容等につきましては、12ページから14ページのとおりとなっております。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと思います。3件目についてご説明申し上げます。農地の借り受け者は の さんになります。2459番地、2008平方メートルの農地を賃貸借により借り受ける計画となっております。先ほど議案第3号の中でありました計画書ナンバー28 10 9の農地を園芸協会から借り受けるものでございます。借り受けにかかる詳細な契約内容等につきましては、17ページから19ページのとおりとなっております。

なお、3号議案の計画書ナンバー28 10 8の園芸協会への貸し付け分につきましては、現在借り手とのマッチングが整っているところでございますが、借り手側がこの筆以外にマッチング中の農地

があることから、マッチングが全て整い次第配分計画を作成する予定でございます。

以上で3件の細分計画案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号については賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

報告事項

議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。報告第1号についてご報告いたします。

議案4ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は平成28年9月1日から平成28年9月30日までで1件です。

続きまして、報告第2号についてご報告いたします。議案5ページから8ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は平成28年9月1日から平成28年9月30日までで12件です。

続きまして、報告第3号についてご報告いたします。議案9ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は平成28年9月1日から平成28年9月30日までで1件です。

報告は以上でございます。

その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第7回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後4時20分 閉会